

多摩市告示第 3 9 8 号

多摩市市制施行 5 0 周年記念誌編集委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成 2 9 年 7 月 2 6 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市市制施行 5 0 周年記念誌編集委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市市制施行 5 0 周年記念誌（以下「記念誌」という。）の編集基本方針に基づき、記念誌の内容及び構成の検討並びに執筆等の監修を行うため、多摩市市制施行 5 0 周年記念誌編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念誌の内容及び構成の検討に関すること。
- (2) 記念誌の監修に関すること。
- (3) 執筆作業の進行管理に関すること。
- (4) その他記念誌の編集に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項（構成）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。） 6 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 多摩市全域を活動範囲としている団体の推薦する市民 2 人以内
- (3) 多摩市内に在住し、若しくは在勤する者又は多摩市内の大学に在学する者 2 人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、原則として公開する。
- 5 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(多摩市市制施行50周年記念誌作成準備委員会設置要綱の廃止)

3 多摩市市制施行50周年記念誌作成準備委員会設置要綱（平成28年多摩市告示第575号）は、廃止する。